



鳥取県公報

令和6年12月6日（金）
第9652号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県統計調査の実施（648）（統計課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更の許可（649）（市町村課）・・・・・・・・・・ 2
	知事指定薬物の指定の失効（650）（医療・保険課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	公共測量の実施（2件）（651・652）（県土総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	指定障害福祉サービス事業者の指定（653）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・・・ 3
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出（654）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	物品売払代金の徴収事務の委託（655）（西部総合事務所環境建築局）・・・・・・・・ 4
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等（62）・・・・ 4
	衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基 幹放送事業者等（63）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
◇ 公 告	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（まちづくり課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
	大規模店舗の設置の届出（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（2件）（企業局経営企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

告 示

鳥取県告示第648号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年12月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
外国人住民統計調査
- 2 調査の目的
県内在住外国人の基礎数値を把握し、各種在住外国人施策等に活用する。
- 3 調査対象の範囲
鳥取県全域
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 国籍別・男女別・年齢別の住民登録者数
 - イ 国籍別・在留資格別の住民登録者数
 - (2) その基準となる期日
令和6年12月31日
- 5 報告を求める者
県内市町村
- 6 報告を求めるために用いる方法
各市町村に電子ファイルを配布し、電子メールによる回答を依頼する。
- 7 報告を求める期間
令和6年12月6日から令和7年1月31日まで
- 8 調査票情報の保存期間
5年間
- 9 結果の公表方法
鳥取県のホームページでの公表

鳥取県告示第649号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づき、鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更を令和6年11月21日許可したので、同条第5項の規定により告示する。

令和6年12月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第650号

鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第10条第1項の規定に基づき、知事指定薬物の指定が失効したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和6年12月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	指定年月日	失効年月日
6-知(1)-5	Flunitazene、Flunitazene	令和6年11月8日	令和6年11月16日
6-知(1)-6	Methodesnitazene、Met	〃	〃

	a z e n e		
6-知(1)-7	MD-P i H P、MD-P H i P	〃	〃
6-知(1)-8	A D B - 5 〃 B r - P I N A C A	〃	〃

鳥取県告示第651号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県土整備事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年12月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和6年11月30日から令和7年1月20日まで
- 3 作業地域 鳥取市気高町下原

鳥取県告示第652号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県土整備事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年12月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和6年11月26日から令和7年3月21日まで
- 3 作業地域 鳥取市松上

鳥取県告示第653号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和6年12月6日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

名 称	主たる事務所 の所在地	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の名称	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の所在地	障害福祉サービス の種類	指定年月日
ソーシャルイン クルー株式会社	東京都品川区 南大井六丁目 25-3	短期入所米子上福原	米子市上福原七丁目 2-21	短期入所	令和6年12 月1日
〃	〃	ソーシャルインクル ーホーム米子上福原	〃	共同生活援助	〃

鳥取県告示第654号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和6年12月6日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

名 称	主たる事務所	指定に係る障害福祉	指定に係る障害福祉	障害福祉サービス	廃止年月日
-----	--------	-----------	-----------	----------	-------

	の所在地	サービス事業を行っている事業所の名称	サービス事業を行っている事業所の所在地	の種類	
ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区 南大井六丁目 25-3	短期入所米子上福原	米子市上福原七丁目 2-21	短期入所	令和6年11 月30日
〃	〃	ソーシャルインクルーホーム米子上福原	〃	共同生活援助	〃

鳥取県告示第655号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同令第1条による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、オオタカの森林産物の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年12月6日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

1 委託の相手

株式会社米子木材市場

2 委託期間

令和6年11月22日から令和7年3月31日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第62号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び鳥取県民投票規則（平成25年鳥取県規則第68号）第6条第1項の規定により告示する。

令和6年12月6日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,027
鳥取県において選挙権を有する者の総数の10分の1の数	45,134
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	141,890
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	50,333
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,065
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,344
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,133
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,069
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	7,107
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	14,603
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	11,047

日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 2,746

鳥取県選挙管理委員会告示第63号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定により、衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定めたので、告示する。

令和3年鳥取県選挙管理委員会告示第38号（衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者等について）は、廃止する。

令和6年12月6日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数

テレビジョン放送

株式会社山陰放送 1回

山陰中央テレビジョン放送株式会社 1回

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、米子市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年12月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
米子境港都市計画下水道 米子市公共下水道
淀江都市計画下水道 米子市公共下水道
- 2 縦覧場所
鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）

鳥取県大規模店舗立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模店舗の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、令和6年12月6日から令和7年2月6日まで公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき令和7年2月6日までに知事に意見書を提出することができる。

令和6年12月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社丸合 代表取締役 梅林 裕暁
米子市東福原二丁目19-48
株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本 代表取締役社長 村上 正一
広島県広島市西区井口明神一丁目1-10
- 2 大規模店舗の名称
丸合みのかや店
ドラッグストアウェルネスみのかや店

- 3 大規模店舗の敷地の所在地
米子市蚊屋200-1ほか
- 4 大規模店舗の用途
物販店舗
- 5 大規模店舗の総床面積
4,013平方メートル
- 6 大規模店舗の設置に係る工事に着手する予定の日
令和7年4月1日
- 7 縦覧場所及び意見書の提出場所
鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）
鳥取県西部総合事務所県民福祉局西部振興課（米子市糺町一丁目160）

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年12月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県企業局東部事務所所管施設で使用する電気の供給

ア 高圧電力（10施設）

年間予定使用電力量 1,234,440キロワット時（供給期間総計 3,703,320キロワット時）

イ 低圧電力（1施設）

年間予定使用電力量 138,602キロワット時（供給期間総計 415,806キロワット時）

予定使用電力量は、令和5年10月から令和6年9月までの使用実績を参考に算出したものであり、天候等により変動することがある。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(4) 供給場所

鳥取市古海250 鳥取県企業局東部事務所ほか10施設

(5) 入札書の記載方法等

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等のその他に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を、令和6年12月16日（月）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の（2）の場所に必ず連絡すること。

- (3) 令和6年12月6日（金）から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 令和6年12月6日（金）から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 令和6年12月27日（金）において、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 鳥取県電力の調達に係る環境配慮方針（平成28年12月14日付第201600115735号）第5条に定める入札参加要件を満たしている者であること。
- (7) 電気の供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県企業局経営企画課

4 入札手続等

- (1) 入札の手続及び仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県企業局経営企画課（担当：松田）

電話 0857-26-7445

電子メール kigyoun@pref.tottori.lg.jp

- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

- (3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和6年12月6日（金）から同月27日（金）までの間にインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/208838.htm>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和6年12月6日（金）から同月27日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

- (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年1月30日（木）午後2時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月29日（水）午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎2階企業局会議室

5 入札者に要求される事項

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類（以下「事前提出資料」という。）を、4の(1)の場所に令和6年12月27日（金）午後5時までに郵送又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

- (2) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

免除する。

- (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札見積金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県企業局財務規程（昭和38年鳥取県企業管理規程第8号。以下「財務規程」という。）第65条の4に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

- (2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 落札者の決定方法

この公告に示した電気の供給ができると判断した入札者であって、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

- (5) 手続における交渉の有無

無

- (6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

About 3,703,320KWh supply of high tension power electricity to the 9 facilities in addition to Tottori Prefecture Public Enterprise Bureau Tobu-office

About 415,806KWh supply of low tension power electricity to Pressurized pump facility of Tottori District Industrial water

- (2) Time-limit for the submission of documents for qualification confirmation: 5:00 PM, 27

December, 2024

(3) Time-limit for the submission of tenders: 2:00 PM, 30 January, 2025

Time-limit for the submission of tenders by registered mail: 5:00 PM, 29 January, 2025

(4) Contact point for the notice : Office of Business Planning Division, Tottori Prefecture
Public Enterprise Bureau, 1-271 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan, TEL
0857-26-7445

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年12月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県企業局西部事務所所管施設で使用する電気の供給

ア 高圧電力（8施設）

年間予定使用電力量 620,662キロワット時（供給期間総計 1,861,986キロワット時）

イ 低圧電力（3施設）

年間予定使用電力量 8,458キロワット時（供給期間総計 25,374キロワット時）

予定使用電力量は、令和5年10月から令和6年9月までの使用実績（特殊な要因により使用電力量が増加した一部のものを除く。）を参考に算出したものであり、天候等により変動することがある。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(4) 供給場所

米子市八幡165 鳥取県企業局西部事務所ほか10施設

(5) 入札書の記載方法等

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等のその他に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を、令和6年12月16日（月）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 令和6年12月6日（金）から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間の

いずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

- (4) 令和6年12月6日（金）から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 令和6年12月27日（金）において、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 鳥取県電力の調達に係る環境配慮方針（平成28年12月14日付第201600115735号）第5条に定める入札参加要件を満たしている者であること。
- (7) 電気の供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県企業局経営企画課

4 入札手続等

- (1) 入札の手続及び仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県企業局経営企画課（担当：松田）

電話 0857-26-7445

電子メール kigyoun@pref.tottori.lg.jp

- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

- (3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和6年12月6日（金）から同月27日（金）までの間にインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/208846.htm>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和6年12月6日（金）から同月27日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

- (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年1月30日（木）午後2時30分。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月29日（水）午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎2階企業局会議室

5 入札者に要求される事項

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類（以下「事前提出資

料」という。)を、4の(1)の場所に令和6年12月27日(金)午後5時までに郵送又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札見積金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県企業局財務規程(昭和38年鳥取県企業管理規程第8号。以下「財務規程」という。)第65条の4に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号)第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した電気の供給ができると判断した入札者であって、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

About 1,861,986KWh supply of high tension power electricity to the 7 facilities in addition to Tottori Prefecture Public Enterprise Bureau Seibu-office

About 25,374KWh supply of low tension power electricity to the 2 facilities in addition to Sand trap of Shinhatasato hydroelectric power plant

(2) Time-limit for the submission of documents for qualification confirmation: 5:00 PM, 27 December, 2024

(3) Time-limit for the submission of tenders: 2:30 PM, 30 January, 2025

Time-limit for the submission of tenders by registered mail: 5:00 PM, 29 January, 2025

(4) Contact point for the notice : Office of Business Planning Division, Tottori Prefecture Public Enterprise Bureau, 1-271 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan, TEL 0857-26-7445